

## 私道の掘削、通行等に関する覚書

平成 31 年 2 月 24 日

[REDACTED] (以下「甲」という。) と [REDACTED] (以下「乙」という。) とは、後記表示の私道 (以下「本件私道」という。) について次のとおり覚書を締結した。  
その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署 (記) 名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。

- (1) 乙及びその家族 (乙への来訪者を含む。) 並びに次号の工事施工業者等による本件私道の無償通行。(工事車両・緊急車両等を含むものとする。以下「通行等」という。)  
原則、一時的な工事車両・緊急車両等以外の車両は駐車しない。
- (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管 (上下水道・ガス管等) の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等 (工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。) の実施

2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。

- (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないよう注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊 (地中配管等を含む。) を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。

3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾 (以下「本件承諾」という。) を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。

なお、本文前段により乙が乙所有地を第三者に譲渡する場合、乙は当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

### 本件私道の表示

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番壱式  
【地目】 宅地  
【地積】 70.67 m<sup>2</sup>

### 乙所有地の表示

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番参四  
【地目】 宅地  
【地積】 57.28 m<sup>2</sup>

(注) 甲・・私道所有者 乙・・依頼者

以上

## 私道の掘削、通行等に関する覚書

平成 31 年 2 月 25 日

[REDACTED] (以下「甲」という。) と [REDACTED] (以下「乙」という。) とは、後記表示の私道（以下「本件私道」という。）について次のとおり覚書を締結した。  
その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。

- (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者等による本件私道の無償通行。（工事車両・緊急車両等を含むものとする。以下「通行等」という。）原則、一時的な工事車両・緊急車両等以外の車両は駐車しない。
- (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施

2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。

- (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないよう注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。

3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。

なお、本文前段により乙が乙所有地を第三者に譲渡する場合、乙は当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。

甲

乙

住所

住所

氏名

氏名

### 本件私道の表示

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番壱参  
【地目】 宅地  
【地積】 48.79 m<sup>2</sup>

### 乙所有地の表示

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番参四  
【地目】 宅地  
【地積】 57.28 m<sup>2</sup>

(注) 甲・・私道所有者 乙・・依頼者

以上

## 私道の掘削、通行等に関する覚書

平成 31 年 2 月 25 日

(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。  
その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。

- (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者等による本件私道の無償通行。（工事車両・緊急車両等を含むものとする。以下「通行等」という。）原則、一時的な工事車両・緊急車両等以外の車両は駐車しない。
- (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施

2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。

- (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないよう注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。

3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。

なお、本文前段により乙が乙所有地を第三者に譲渡する場合、乙は当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。

以上

甲 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
  
乙 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

### 本件私道の表示

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番参  
【地目】宅地  
【地積】71.96 m<sup>2</sup>

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番参七  
【地目】宅地  
【地積】8.46 m<sup>2</sup>

### 乙所有地の表示

【所在地番】板橋区常盤台三丁目八番参四  
【地目】宅地  
【地積】57.28 m<sup>2</sup>

(注) 甲・・私道所有者 乙・・依頼者